

平成 27 年 2 月 24 日

平成 25 年(ワ)第 137 号 表現の自由及び参政権侵害事件

原告 岩崎 信

被告 延岡市

宮崎地方裁判所延岡支部

原告 岩崎 信



弁 論 書

平成 26 年 7 月 2 日付、被告、訴えの変更不許の決定を求める申立書について

1. 全体の奉仕者である行政機関が、市民による訴えの調整を受け付けようとしなないことは信義則違反、公序良俗違反である。憲法上の国民主権原理、憲法 17 条、32 条、民訴法 2 条、市民的政治的権理国際規約 14 条に適合しない。
合理的な裁判請求権の侵害となり、公務員不法行為賠償請求権の侵害となる。

憲法 第十七条 何人も、公務員の不法行為により、損害を受けたときは、法律の定めるところにより、国又は公共団体に、その賠償を求めることができる。

第三十二条 何人も、裁判所において裁判を受ける権利を奪はれない。

2. 不法行為 1-2 は、不法行為 1 の継続的、反復的不法行為であるから、不法行為 1 と請求の基礎は同一である。提訴の日から判決日まで同じ不法行為が繰り返されるならば、繰り返された分だけ請求の原因が増加することは当然であり、弁論を分離すべき合理的な理由はない。

以上

平成 27 年 2 月 24 日

平成 25 年(ワ)第 137 号 表現の自由及び参政権侵害事件
原告 岩崎 信
被告 延岡市

宮崎地方裁判所延岡支部 御中

裁 判 請 求 書



原告 岩崎信
住所 延岡市北川町長井 4940
電話 050-5891-5084
Fax 020-4668-3048

被告 延岡市 代表者市長 首藤正治
住所 延岡市東本小路 2 番地 1
電話 0982-34-2111

憲法第 17 条、32 条、市民的政治的権理国際規約第 14 条の規定により、裁判を
求める。

請求の趣旨

- 1 被告は、原告に対し、金 10 万円とこれに対する、不法行為の日から支払
い済みまで年 5 分の割合の金員を支払わなければならない。
- 2 裁判費用は、被告が支払わなければならない。
との趣旨の判決並びに仮執行の宣言を求める。

請求の原因

1. 平成25年(ワ)第 137号 表現の自由及び参政権侵害事件において、訴えの変
更が許されないとして放置されている不法行為についての損害賠償請求である。
不法行為22、23、24、25、26、27（平成26年2月25日付求裁判状訂正書）
不法行為3-2、3-3、3-4、18-2（平成26年5月1付弁論書）
不法行為1-2（平成26年6月3日付弁論書）

2. 憲法第17条、国家賠償法及び、民法第709条、710条の規定により、被告は、あらゆる不法行為によって原告に与えた損害を賠償する義務がある。
3. 総損害額の一部である10万円を請求する。
4. 証拠は、事件番号平成25年(ワ)第137号の証拠を流用し、必要に応じて追加提出する。証拠に不十分な点があれば、釈明を求める。

併合請求

5. 事件番号平成25年(ワ)第137号と本件は、既に併合されているのではない場合は、併合審理を求める。

以上